

日々の生活の中での免除や割引について



手帳の交付を受けることで税金が減免されます。また、安く交通機関を利用できる制度があります。障がい者手帳は、常に持ち歩き、さまざまな制度をご活用ください。

所得税、市・県民税の控除

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方または扶養している方
内容	所得税、市・県民税が控除または減免されます。 ※障がいの程度や収入に応じて控除される内容が異なりますので下記までお問い合わせください。
窓口	所得税 飯塚税務署 (芳雄町13-6 飯塚合同庁舎内) ☎ 0948-22-6710 fax 092-411-0124 ※このfaxは、聴くことや話すことが不自由な方のための相談専用です。このfaxを利用して書類の提出はできません。
	市県民税 飯塚市役所 税務課 市民税係 ☎ 0948-22-5509 fax 0948-21-2066

※紙おむつ・ストーマ装具の税金の医療費控除については、p.34に掲載しています。

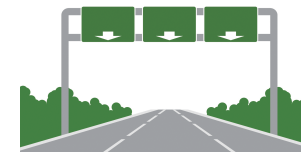
自動車(軽自動車)税の減免

対象車両	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方または同一生計の親族が所有し、障がいのある方のために使用する車両(等級の内容で対象外となる場合もあります)
内容	自動車(軽自動車)税が減免されます。 ※障がいの程度によっては、対象とならない場合がありますので、下記までお問い合わせください。
窓口	環境性能割 【普通自動車、軽自動車】 飯塚・直方県税事務所庄内分室(仁保23-44) ☎ 0948-82-1010 fax 0948-82-4359
	種別割 【普通自動車】 飯塚・直方県税事務所(新立岩8-1 飯塚総合庁舎1階) ☎ 0948-21-4922 fax 0948-21-3806
	【軽自動車】 飯塚市役所 税務課 市民税係 ☎ 0948-22-5509 fax 0948-21-2066

※軽自動車税については申請受付期間は毎年5月1日(土・日・祝日の場合は翌開庁日)から、軽自動車税の納期限の5月末日(土・日・祝日の場合は翌開庁日)までです。

NHK放送受信料の免除

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方または扶養している方			
内容	NHK放送受信料が全額または半額に免除されます。			
	<table border="1"> <tr> <td>全額免除</td> <td>世帯に属する方全員が非課税の場合</td> </tr> <tr> <td>半額免除</td> <td>世帯主かつNHKの契約者が下記のいずれかの手帳を交付されている場合 ・身体障がい者手帳1級、2級、視覚、聴覚 ・療育手帳A判定 ・精神障がい者保健福祉手帳1級</td> </tr> </table>	全額免除	世帯に属する方全員が非課税の場合	半額免除
全額免除	世帯に属する方全員が非課税の場合			
半額免除	世帯主かつNHKの契約者が下記のいずれかの手帳を交付されている場合 ・身体障がい者手帳1級、2級、視覚、聴覚 ・療育手帳A判定 ・精神障がい者保健福祉手帳1級			
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係 ☎ 0948-22-5507 fax 0948-21-6356			



有料道路の割引

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳(Aのみ)の交付を受けている方またはそのご家族の方(ご家族の方が運転される場合「第1種」の手帳に限ります)
内容	支払い時に障がい者手帳の掲示で通常料金の半額割引(ETCの場合は掲示する必要はありません)
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者手帳(身体障がい者手帳、療育手帳) 運転者の免許証の写し 個人名義の車検証(更新の際にも必要です) <p><ETCを利用する場合は下記のものも必要です></p> <ul style="list-style-type: none"> ETCカード(障がい者手帳をお持ちの方の名義もしくは家族カード。未成年の場合は、保護者の名義のもの) ETCのセットアップ申込書、証明書 <p>※車検証の名義は、家族の方や日常的に介護している方などに限ります。 ※利用する前に手続きを行ってください。 ※更新の手続きは2カ月前からできます。 ※レンタカーや代車は登録できません。</p>
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係 ☎ 0948-22-5507 fax 0948-21-6356

市営駐車場の割引

対象者	身体障がい者手帳1～3級(下肢障がいのみの場合は4級まで)、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
内容	支払い時に障がい者手帳の掲示で基本料金のみ無料
手続き	対象の方は、あらかじめ障がい者手帳の中に証明印を押しているので、手続きは必要ありません。
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係 ☎ 0948-22-5507 fax 0948-21-6356

福祉タクシー利用券

対象者	下記の障がい者手帳を交付されており、世帯全員が非課税で在宅の方 ・身体障がい者手帳1級 ・視覚、下肢、体幹の障がいで身体障がい者手帳2級 ・療育手帳A判定 ・精神障がい者保健福祉手帳1級 ・人工透析の治療を受けている方
内容	支払い時にタクシー利用券の提出で、基本料金を助成 ※小型タクシーに限ります。
手続きに必要なもの	・障がい者手帳 ・印かん ※その年度の3月分までの利用券を発行しますので、次の年度になると、再度申請が必要となります。(4月より受付開始)
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係 ☎ 0948-22-5507 fax 0948-21-6356

タクシー運賃の割引

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
内容	支払い時に障がい者手帳の掲示で1割引
手続き	必要ありません。
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係 ☎ 0948-22-5507 fax 0948-21-6356

予約乗合タクシー・コミュニティバス運賃の割引

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方【障がい者手帳アプリ(ミライロID)をお持ちの方】
内容	①予約乗合タクシー、コミュニティバス(宮若・飯塚線を除く) 支払い時に障がい者手帳またはミライロIDの提示で100円割引 ※障がい者と同時に同一区間で乗車する介護者1名(障がい者1名につき)も割引対象 【割引後の運賃】 予約乗合タクシー…200円 コミュニティバス…100円 ②コミュニティバス宮若・飯塚線 支払い時に障がい者手帳またはミライロIDの提示で運賃半額(10円未満は切り上げ)
手続き	予約タクシーのみ事前に利用者登録が必要です。
窓口	飯塚市役所 地域公共交通対策課 ☎ 0948-96-8451 fax 0948-22-5526

その他の交通機関の割引

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
内容	各交通機関によって対象となる障がいや割引率が異なります。それぞれの交通機関へ直接お問い合わせください。
窓口	【電車】新飯塚駅 ☎ 0948-22-0421 fax 0948-22-9645 【バス】西鉄飯塚バスターミナル ☎ 0948-22-3001 fax 0948-25-1844 など、それぞれの交通機関へお問い合わせください。

身体障がい者等除外指定車標章(駐車禁止除外指定車標章)

車両の前面の見やすいところに、標章を提示しているときは、駐車禁止場所に他の交通の妨げにならない限り駐車できます。ただし、法定の駐車禁止場所、駐車禁止場所等を除きます。標章は警察署交通課に申請すれば交付されます。

対象 身体障がい者手帳(障がいの内容によって等級に制限があるので、くわしくはお問い合わせください)、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

問い合わせ

飯塚警察署 交通課
☎ / fax 0948-21-0110

チェック

